

副本

昭和五六年(ワ)第四二一〇号

原告 早川 書房

被告 徳間 書店

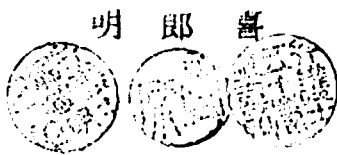
同 堀 晃

昭和五八年四月二五日

原告代理人 五十嵐 敬

同 菅 哲

同 堀 敬



東京地方裁判所民事二九部 御中

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町 法曹ビル二階
〒一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

徳間側のロイヤリティ支払いの申し出について

一 原告作成にかかる「事件和解経過一覽」(甲第四三号証)に記載されているように、被告徳間は本件「太陽風交点」(文庫本)を出版するにあたり、事前に原告早川に対して定価×刷部数×一% (なお、このパーセントは第一回目の申し入れ日である五六年三月一二日には一%、その後訴外小松左京の提案などあって、和解の最終場面であった昭和五六年三月一二日付原告作成にかかる協定書(甲第四号証)では三%となっている)のいわゆる「ロイヤリティ」の支払いを申し込み、原告側はこの「ロイヤリティ」の支払い申し込みを拒絶した。被告徳間においても、三%のロイヤリティの支払いの申し込みをしたこと自体は争っておらず、本件ではこの「ロイヤリティ」の性格をめぐって争われている。そ

こで、原告はこの「ロイヤリテイ」について、原告側の意見をのべておきたい。

二 一般に出版界では、単行本（一次出版者―原告）を初版から三年以内に他の出版社（二次出版者―被告）が文庫本として出版する場合は、単行本出版社に対して、ロイヤリテイを支払うのが慣行となっており、このロイヤリテイは、著作権使用料と考えられているのが通常である。この点に関しては、本件訴訟に関して報道された各種資料等からも明らかである。以下、目についたものからその資料を掲げる。

(1) 昭和五六年三月二五日、毎日新聞、同日昭和五六年三月二六日、東京タイムズ、大阪新聞

「単行本を初版から三年以内に他の出版社が文庫本として出版する場合は、もとの出版社へロイヤリテイ（著作権使用料）を支払

うのが出版界の慣行で、徳間書店側は早川書房へロイヤリティを支払うつもりだったという」(毎日新聞)(甲第二二号証)

「通常、他の出版社が出版権を持つ本を、初版から三年以内に文庫で出す場合には、出版権を持つ社に対しロイヤリティが支払われることになっており、徳間側も二月中に二回にわたって早川側にその点の申し入れを行い……」(東京タイムズ)(甲第二三号証)

「『キチン』というのは単行本が出てから三年以内に他の出版社が又庫本として出版する場合、元の出版社へロイヤリティ(著作権使用料)を支払うのが出版界の慣行。モチロン徳間書店側は早川書房にロイヤリティを支払うつもりだったという」(甲第二四号証)

(2) 小林正夫「早川書房の告訴で明るみに出た徳間や角川の強引商法の実態」『噂の真相』一九八一年七月号(甲第二五号証)同レ

ポートによれば、「普通、他社の単行本を文庫化する場合、①出版権の委譲（単行本出版社の同意）、②著作権遵守（著者の同意、印税支払い）、③ロイヤリティ（出版権使用料）、の三点が交渉の際必要条件とされている」としている。

③ 布川角左衛門（昭和五六年一月二五日付情報春秋）（甲第二六号証）同氏はロイヤリティの日本における発生時期について「私が岩波にいた三十年前頃は二次出版をする時、ロイヤリティを払うということはなかったと思います。この方式が一般化するようになったのは講談社の学術文庫が問題となって以降でしょう」（傍点原告）とし、さらに本件に関して「事件の経緯を見ていて不思議なことは、徳間が早川まで出掛けていること、それに小松さん（左京氏）が二%のロイヤリティを支払うと言っていることです。ということは、徳間は少なくとも早川の出版権を認めている証拠である。認めていなければロイヤリティを支払う必要もな

いわけですからね」といつていることに注意しよう。すなわち、ロイヤリティとは、第一次出版権者が出版権を有していることを前提にし、かつ、その使用を認めてもらうための対価として支払われるべきものであることが明らかなのである。なお、右情報春秋の紹介によれば、布川角左衛門氏（現武蔵書房實財人）は「わが国における著作権問題の最高權威」と紹介されており、日本書權出版協会の著作出版権委員会委員でもある。

(4) 昭和五六年四月三〇日、情報春秋。(甲第二八号証)「文庫出版について考える」同紙では「契約書がなく単に口約束ではあっても、一次出版権は尊重されなければならない、といふのがわが出版界の商慣習となっている。この点は、恐らくどこの出版社でも、異論はないのではなからうか。

今回の「太陽風交点」をめぐる悶着の経過の中で、徳間彌が二回にわたって早川まで出掛けて、挨拶をし（業界言葉で、仁義を

きる”）、ロイヤリティ（著作権使用料）の提示を行ったというのもそうした出版界の商慣習を踏まえているからこそ、と見ることもできる」としている。これも前記(3)の布川角左衛門の見解を裏づけるものである。

(5) 右同、他社の見解①講談社文庫出版部、宍戸芳夫部長談では、同氏は編集者の「他社のものを文庫に入れる場合は、その社の同意を得るわけですね」という問いに対して「勿論そうです。同意書がない限りスタートしません。また著者が講談社から文庫を出したいという強い意向がある時はその社とよく話し合って何とかいただくか、ロイヤリティを払うこともありませう（致は少いが）としていいる。これも同意なくして他社の本を文庫化することができない、同意すなわち使用の対価として支払うのが、ロイヤリティであるということを示しているといえよう。なお、この宍戸談話に関しては、さらに、「口頭契約」に関して「今後、出版契約

の方法を見直す考えは——という問いに対して「検討はしなければならぬでしょうが、原則的には考える必要はないのでは。作家と出版社との関係というのは、単に法律問題だけでなく、相互の信頼関係が一番大事だと思います。そこさえキチンとできていれば、今回のような事件は起りえないはずで、口約束という信頼関係だけでやっているのは悪い商慣習だという方もいますが、私はむしろわりといい（出版界の）伝統ではないかと考えています。古い慣習だから悪いとはいえないでしょう。例えば、作家は自らのモチーフで書くわけですが、あの編集者のために書くというところもあるわけです。これは無視できないことだと思えますね。この点は、かなり大事なことではないでしょうか」として、口頭契約の積極面を評価していることに注意されたい。

(6) なお、裁判上でロイヤリティが認められたのは、昭和五四年三月の、夏目漱石復刻本事件に關してである。美作太郎「著作権と



東京都港区赤坂二丁目二番二一
号 永田町 法曹ビル 二階
〒一〇七 電話(五八六)三六五(代表)

出版権「日本エディタースクール出版部に掲載されている和解文
(同書一三〇頁以下)によると、事件は次のようなものであり、
ロイヤリティは次のように使用されている。(以下甲第二七号証)
(イ) 事件は、財団法人日本近代文学館が製作し、株式会社ほるぶが
販売する夏目漱石の初版復刻本の版面及び装幀を写真撮影して復
刻本を作成しようとした株式会社日本リーダーズダイジェスト社
との間で争われている。

(ロ) 同事件について、夏目漱石の初版本の発行者である株式会社春陽
堂書店と同岩波書店が債権者として右の株式会社リーダーズダイ
ジェスト社を債務者として争い、ロイヤリティがもられたのは、
その和解においてである。以下その和解文を同書によって示せば
次の通りである。

一 債務者は、他の出版者がすでに出版した出版物を復刻するに際
しては、当該出版物に係る著作権の保護期間が満了していること

否とにかかわらず、当該出版物を出版した第一次出版者又は当該出版物に係る出版事業の承継人が現に存続する限り、その許諾を受けることが出版業界で確立された慣習であり、したがって復刻について右第一次出版者又はその事業承継人はこれを許諾し又は拒否する権利を有するという債権者らの主張を認め、債権者らの許諾を得ることなく債権者ららの出版した出版物の復刻刊行を行わない。

二 債権者株式会社春陽堂書店は別紙第一目録記載の初版本に関し、また債権者株式会社岩波書店は別紙第二目録記載の初版本に関し、それぞれ次の条件により、債権者が別紙第一、第二目録の初版本から復刻本（以下、「本件初版復刻本」という）を製作販売することを許諾する。

(一) 本件初版復刻本九点九冊を含む復刻本は一セットとして販売するものとする。

(二) 債務者は本件初版復刻本の販売に先立ち、出版部数を証明する印刷所の証明書を債権者らにそれぞれ交付するものとする。

(三) 債務者の本件初版復刻本の販売期間は、本和解成立の日から昭和五八年一二月末日までとする。

(四) 債務者は本件初版復刻本の各点に債務者製作の復刻本である旨を明示するものとする。

(五) 債務者は、本和解成立の日以降において、本件初版復刻本の見本刷が出来た際には、すみやかに債権者株式会社譽陽堂書店に対しては「鶴籠」、「虞美人草」、「三四郎」、「それから」、「門」、「彼岸過迄」、「草合」、「四篇」の見本刷を、債権者株式会社岩波書店に対しては「ころろ」の見本刷をそれぞれ交付する。
債権者らは、右の見本刷がそれぞれ各初版本と著しく相違している場合には、債務者に対し必要な訂正を行ふよう申入れをすることができる。

(六) 債務者は債権者らに対し、各曆半手中に出版した本件初版復

刻本につき当該曆半年の終了後一か月以内に、その小売価格

(本件初版復刻本を含む債務者の「復刻初版本・夏目漱石文学
選集」一セット当りの小売価格を当該一セットを構成する書籍
の冊数で除した価格)に各点毎に出版部数を乗じた金額の二パ
ーセントに相当する金額をそれぞれ持参又は送付して支払うも
のとする。

(七) 債務者は、本件初版復刻本の販売開始後遅滞なく債権者らに
対し、それぞれの初版本を復刻したところの本件初版復刻本三
冊を無償で供与するものとする。

(八) 以上が和解文の全文であるが、ロイヤリティ支払い条項とい
われるのが、右のうち(六)の条項である。ここでは、被告側が主
張するように、調整金とか和解金とかいうようなあいまいなも
のではなく、はっきりと許諾の対価として使用されていること

に注意しよう。なおこの和解については、出版界の慣行が認められていて、及び複製本の製作販売に関する許諾条件について詳細な条件がとり決められていることも参考になろう。すなわち、出版界では契約書が存在しようとしまいと、第一次出版者の出版権、あるいは右事件に即していえば、「版面権」という権利は、もっとも尊重されるべきものであって、他社が第一次出版者の承諾を得ないで出版することは、法的にもまったくできないということを示しているといつてよいのである。

三 以上、各人各様のロイヤリティに関する見解をまとめれば次のようになる。ロイヤリティは、被告徳間側のいうような調整金などというあいまいなものでは全くないのである。

(1) 出版界では、口頭契約が慣行となっている。

(2) 右口頭契約は、いわゆる出版許諾契約ではなく、出版権設定

契約と解されており、しかも期限の定めのない出版権設定契約とみなされている。

(3) 従って第一次出版者は、著作権法に従って出版後三年にわたって、排他的、独占的権利を有する。

(4) 第二次出版者が、右の単行本について、右の三年以内に文庫本（単行本でも同じ）として出版する場合には、

(イ) 第一次出版者の承諾

(ロ) 著者の承諾

(ハ) 第一次出版者の承諾の対価としてのロイヤリティの支払い（もつとも、これはロイヤリティの支払いだけでなく、出版者とおしのパートナー、あるいは、合意によって無償の場合もあるが、一般的にはロイヤリティが支払われる）が必要が不可決とされてゐる。

いいかえれば、この三条件（場合によってはハ）を除く（イ）と

(ロ)を満たさなければ、第二次出版者は文庫本を出版することができない、ということが出来る。

(5) 一方、第一次出版者と著者との契約が、いわゆる被告徳間及び被告堀が主張するように、単に出版許諾契約であったとすれば、被告徳間は、第一次出版者の承諾も、ロイヤリティも支払うことなく、著者の承諾だけで文庫本を出版することが出来る。しかるに本件において被告徳間が、原告の承諾を求め、かつロイヤリティの支払いを申し出たのは、被告徳間自ら第一次出版者である原告と被告堀との間に、出版権設定契約が存在していたことを自認していたものであり、それは又法的にも、出版界の慣行にも合致していた正当な行為だったのである。

(6) 被告徳間が法的にもまた出版界の慣行からみても誤ったのは、原告が出版権の使用について承諾しない（従って又ロイヤリティも受領しない）にもかかわらず、一方的に、本件文庫本を出

版刊行したという点にあるのである。

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
千一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)